

## ＜ホワイト包括＞の真の価値

### 1. 輸管族には意外な不人気だが

2012年から、「ホワイト国」限定で一般包括許可の申請要件が緩和されました。これに伴い「一般包括」の名称は（緩和された）新要件に基づく「ホワイト国」限定のものに受け継がれることになりました。（通称「ホワイト包括」）一方、従来からの（非「ホワイト国」にも使える）ものが「特別一般包」と呼ばれることになったのは、みなさんご存知のことと思います。

ところがこの「ホワイト包括」、私の仲間の輸管族の間では人気がありません。背景としては、彼らの会社では既に「特別一般包括」を取得済みだから、ということもあるでしょうが、未取得の企業にとってどれだけ有用性があるかについてもあまりピンと来ていないからのように思われます。

たしかに私にも「リスト規制該当品をホワイト国に（限って）出したい」という場面はさほどないように感じられます。しかしそれだけ評価を下してしまうのは早計だというのが本日のおはなしです。

### 2. 発想を変えてみよう

さきほど書いたように「リスト規制該当品をホワイト国に（限って）出したい」ということであれば、わざわざ包括許可をあらかじめ取得する必要性は高くありません。なぜなら第一にそのような場面はあまりないからです。また都度許可取得するとしても、大抵は地方局で申請可能なので、手続きの負荷・所要日数も特に大変ということはありません。

しかし「出した後で『該当品だった!』と慌てないための保険」と考えると、話は変わってきます。

もちろん「基本は出す前に該非判定」ですから、本来ならそういう保険は要らない理屈です。しかし現実には「出した後でギョッ!」ということがたまにあるのも事実なのです。

有名(?)な例としては、輸出にあたり装置(貨物)の許可は取得したが、搭載プログラムについて役務取引許可を取り忘れたため外為法違反に問われた企業の事案があります。もし包括役務取引許可を取ってさえいれば、違反にはならなかったのですが。

今の例からもうかがわれるところですが、特に事故が起こりやすいのが役務(技術提供)です。貨物輸出であれば、モノを動かすという目に見える行為ですし、通関手続きの段階で許可の要否に気付く可能性が高いでしょう。しかし技術提供の場合、電子メール1本でコトは終わってしまいます。たとえ職場の端末使用を厳しく管理したとしても(ヒラリー女史ではありませんが)個人のアドレスから発信するのを止める物理的手段はありません。

そのような「出した後でギョッ!」への備えとして、あらかじめ包括許可を取っておくのは悪くないやり方だと思うのです。

### 3. 問題点の検討

#### 3-1 「ホワイト国」限定の包括許可でよいのか

「特別一般包括」なら「ホワイト国」以外にも使える（だからもっとよい）ではないか、という議論です。

それはその通りです。輸出や調達活動を「ホワイト国」以外でも手広くなさっている企業にとって、「ホワイト国」限定の包括許可では物足りないでしょう。しかし**さほど輸出が頻繁でない企業の場合、技術的やりとりの相手としては「ホワイト国」が中心になるのではないかと思います。**また、「特別一般包括」は取得のコストが高い（≒保険料が高い）のでそこまで取ってやる必要があるのかも微妙なところではあります。

実は私の商売から申しますと、その方が有難いと思っております。なぜなら「特別一般包括」は申請のハードルも高く、取得後も相当のメンテ・手入れが要求されますから、私たちがお手伝いする場面も多いただろうと期待できるだろうという意味で。ただ、費用対効果として、そこまですることもないというケースが多いのではないかと思います。

#### 3-2 包括許可取得のコストはどうか

<包括許可取扱要領>は、「ホワイト包括」の申請資格について「①**該非確認責任者と統括責任者を選定し大臣に登録すること**」又は「②**Compliance Program(CP)と自己管理チェックリスト (CL) を本省に届け出て受理票を得ること**」を求めています。

一目瞭然と思いますが、上記2条件のうち、より難度が高いのが②。（これは非「ホワイト国」以外にも使える「特別一般包括」レベルの要求）よって「ホワイト包括」取得を目指す場合は①による申請を選ぶことになるでしょう。そして**①方式ならば、企業にとり過度の負担にはならないだろう**と思います。

誤解する人が多いので付け加えますが、①方式の場合もCPの整備ときちんとした運用は求められます。（「責任者を届け出ればいんだろ」というものではありません。なぜなら包括許可とは、そもそも「リスト規制該当品がある」という前提で取得するものであり、申請企業は<遵守基準省令>1条二号レベルの管理体制を持つことが必要になるからです。そのような管理体制を維持するために「様々な約束事の文書化=CPに基づく管理」が必要なのは自明の理ですよね）では①方式のどこが楽なのかというと、CPや管理体制の詳細の当局届け出が不要なので、当局のフォーマットにピッタリ符合する管理までは求められないというところがポイントです。（これ、結構重要です。当局フォーマットということは、「うちには関係薄い項目なんだけどな」とか、「そこまで細かい手続き設けなくても」というようなことも要求されうることを意味しますから）この問題について「ホワイト包括」ならば、**自社が主体的に必要と判断したレベルで（CPをはじめとする）管理体制を作れば取得可能**というわけです。

なお「特別一般包括」（非「ホワイト国」以外にも使える）の場合は、前述の通り、申請時に上記②の条件を満足するだけでなく、取得後も毎年CLを提出して当局に受理してもらう必要があるなど、「メンテ費用」もばかになりません。

3-3 どの項番までカバーできるのか

「ホワイト国」向けであれば、「ホワイト包括」の適用項番は「特別一般包括」と同じです。すなわち 5～14 項は全面的に適用可。2～4 項についても、相当な範囲で適用可能です。適用不可の項番は下記の通りです。こうして列挙すると沢山あるように見えるかもしれませんが、適用可能な項番はこの何倍もあります。

・貨物（輸出令別表第 1）の適用不可項番

2 項 (核)	輸出令別表第 1 の 2 の項(1)、(2)、(4)又は(5)に掲げる貨物であって、貨物等省令第 1 条第 1 号、第 2 号、第 4 号又は第 5 号（第 4 号ロに該当するものを除く）に該当するもの
	輸出令別表第 1 の 2 の項(3)に掲げる貨物であって、貨物等省令第 1 条第 3 号に該当するものうち「輸出申告の際の重水素の原子質量の総量が 1 kg 未満(試薬又は標準物質として使用されるものに限る。)」でないもの
	輸出令別表第 1 の 2 の項(6)に掲げる貨物のうち、核燃料物質の成型加工用の装置であって、貨物等省令第 1 条第 6 号に該当するもの
	輸出令別表第 1 の 2 の項(7)に掲げる貨物であって、貨物等省令第 1 条第 7 号に該当するもの
	輸出令別表第 1 の 2 の項(8)に掲げる貨物であって、貨物等省令第 1 条第 8 号イに該当するもの
	輸出令別表第 1 の 2 の項(10)に掲げる貨物であって、貨物等省令第 1 条第 10 号イに該当するもの
	輸出令別表第 1 の 2 の項(10 の 2)に掲げる貨物であって、貨物等省令第 1 条第 10 号の 2 又は第 10 号の 3 に該当するもの
	輸出令別表第 1 の 2 の項(17) 2 に掲げる貨物であって、貨物等省令第 14 条第 1 号に該当するもの
3 項 (CW)	輸出令別表第 1 の 3 の項(1)に掲げる貨物であって、貨物等省令第 2 条第 1 項第 3 号イからホまでのいずれかに該当するもの
3 の 2 項 (BW)	輸出令別表第 1 の 3 の 2 項 (1) に掲げる貨物であって、貨物等省令第 2 条の 2 第 1 項に該当するもの
4 項 (Missile)	輸出令別表第 1 の 4 の項(1)、(1 の 2)、(2)又は(3) 1 に掲げる貨物であって、貨物等省令第 3 条第 1 号、第 1 号の 2、第 1 号の 3 又は第 2 号に該当するもの
	輸出令別表第 1 の 4 の項(3) 2 に掲げる貨物であって、貨物等省令第 14 条第 11 号に該当するもの
	輸出令別表第 1 の 4 の項(15) 1 に掲げる貨物であって、貨物等省令第 14 条第 1 号に該当するもの
	輸出令別表第 1 の 4 の項(18)に掲げる貨物であって、貨物等省令第 14 条第 8 号に該当するもの
	輸出令別表第 1 の 4 の項(21)に掲げる貨物であって、貨物等省令第 14 条第 8 号に該当するもの
	輸出令別表第 1 の 4 の項(25)に掲げる貨物であって、貨物等省令第 14 条第 2 号に該当するもの

・技術（外為令別表）の適用不可項番

2 項 (核)	「輸出令別表第 1 の 2 の項(1)、(2)、(4)又は(5)に掲げる貨物であって、貨物等省令第 1 条第 1 号、第 2 号、第 4 号又は第 5 号（第 4 号口に該当する）ものを除く）に該当するもの」の設計、製造又は使用に係るもの
	「輸出令別表第 1 の 2 の項(6)に掲げる貨物のうち、核燃料物質の成型加工用の装置であって、貨物等省令第 1 条第 6 号に該当するもの」の設計、製造又は使用に係るもの
	「輸出令別表第 1 の 2 の項(7)に掲げる貨物であって、貨物等省令第 1 条第 7 号に該当するもの」の設計、製造又は使用に係るもの
	「輸出令別表第 1 の 2 の項(8)に掲げる貨物であって、貨物等省令第 1 条第 8 号イに該当するもの」の設計、製造又は使用に係るもの
	「輸出令別表第 1 の 2 の項(10)に掲げる貨物であって、貨物等省令第 1 条第 10 号イに該当するもの」の設計、製造又は使用に係るもの
	「輸出令別表第 1 の 2 の項(10 の 2)に掲げる貨物であって、貨物等省令第 1 条第 10 号の 2 又は第 10 号の 3 に該当するもの」の設計、製造又は使用に係るもの
	「輸出令別表第 1 の 2 の項(17) 2 に掲げる貨物であって、貨物等省令第 14 条第 1 号に該当する貨物の設計、製造又は使用に係る 技術であって、貨物等省令第 27 条第 1 項第 1 号又は第 6 項第 2 号に該当するもの」の設計、製造又は使用に係るもの
	「輸出令別表第 1 の 2 の項(3)に掲げる貨物であって、貨物等省令第 1 条第 3 号に該当するもの」の設計、製造又は使用に係る技術。但し「試薬・標準物質として使用されるもの」の使用に係る技術を除く
3 項 (CW)	「輸出令別表第 1 の 3 の項(1)に掲げる貨物であって、貨物等省令第 2 条第 1 項第 3 号イからホまでのいずれかに該当するもの」の設計、製造又は使用に係るもの
3 の 2 項 (BW)	「輸出令別表第 1 の 3 の 2 の項（1）に掲げる貨物」の設計、又は製造に係る技術
4 項 (Missile)	「輸出令別表第 1 の 4 の項(1)、(1 の 2)、(2)又は(3) 1 に掲げる貨物であって、貨物等省令第 3 条第 1 号、第 1 号の 2、第 1 号の 3 又は第 2 号に該当するもの」の設計、製造又は使用に係るもの
	「輸出令別表第 1 の 4 の項(3) 2 に掲げる貨物であって、貨物等省令第 14 条第 11 号に該当する貨物の設計、製造又は使用に係る技術のうち、貨物」等省令第 27 条第 1 項第 3 号若しくは第 5 号又は 第 6 項に該当するもの」の設計、製造又は使用に係るもの
	「輸出令別表第 1 の 4 の項(15) 1 に掲げる貨物であって、貨物等省令第 14 条第 1 号に該当する貨物の設計、製造又は使用に係る技術のうち、貨物等省令第 27 条第 1 項第 1 号又は第 6 項に該当 するもの」の設計、製造又は使用に係るもの
	「輸出令別表第 1 の 4 の項(16)に掲げる貨物であって、貨物等省令第 10 条第 3 号又は第 4 号から第 7 号までのいずれかに該当するもの」の設計、製造又は使用に係る技術のうち、貨物等省令第 27 条第 3 項又は第 4 項に該当するもの」の設計、製造又は使用に係るもの
	輸出令別表第 1 の 4 の項(18)に掲げる貨物であって、貨物等省令第 14 条第 8 号に該当する貨物の設計、製造又は使用に係る技術のうち、貨物等省令第 27 条第 1 項第 3 号又は第 5 号に該当するもの」の設計、製造又は使用に係るもの
	「輸出令別表第 1 の 4 の項(21)に掲げる貨物であって、貨物等省令第 14 条第 8 号に該当する貨物の設計、製造又は使用に係る技術のうち、貨物等省令第 27 条第 1 項第 3 号又は第 5 号に該当するもの」の設計、製造又は使用に係るもの
	「輸出令別表第 1 の 4 の項(22)に掲げる貨物であって、貨物等省令第 7 条第 3 号ハに該当するもの」の設計、製造又は使用に係るもの
	「輸出令別表第 1 の 4 の項(25)に掲げる貨物であって、貨物等省令第 14 条第 2 号に該当する貨物の設計、製造又は使用に係る技術のうち、貨物等省令第 27 条第 1 項第 1 号に該当するもの」の設計、製造又は使用に係るもの

以上の通り「ホワイト包括」は、「出した後で『該当品だった!』と慌てないための保険」として、なかなか魅力的な制度ではないかと思えます。(特に技術/役務) 該当品取り扱いの多い方も少ない方も、一度検討してみてはいかがでしょうか?